

八戸市立市民病院

施設・機器共同利用の手引き



八戸市立市民病院

1 施設・機器の共同利用のための要綱

I 総則

1 目的

八戸市立市民病院（以下病院）が地域の医療従事者に施設・機器を開放して共同利用（共同利用制度）することにより、診療・研修の機会を提供し、地域の医療機関とさらなるよい連携の下に住民に良質な医療を提供すること、および地域の医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

次の3つの類型の共同利用制度により運営する。

- 1 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）
- 2 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）
- 3 研修会参加型共同利用（研修会）

なお、施設、機器を共同利用する医師は事前の登録を必要とするが、研修会に参加する場合は特に事前登録の必要はない。

3 紹介患者診療型共同利用時の登録医の遵守事項

- ① 利用に際しては地域医療連携室（詳細については別に定める）で受け付けてから利用する。
- ② 持参した白衣を着用する。
- ③ 発行された「名札」を必ず着用する。
- ④ 登録医は紹介して共同診療する患者に関する情報を、診療に資するために当院主治医と共有することができる。
- ⑤ 院内の諸規則を遵守する。

4 報酬

目的に鑑み登録医に対する報酬などは支給しない。

5 事故

別途協議の上、対応する。

II 医療機関等の登録

別に要領を定める

Ⅲ 紹介患者診療型共同利用

別に要領を定める

Ⅳ 医療機器利用型共同利用

別に要領を定める

Ⅴ 研修会参加型共同利用

別に要領を定める

2 要領

Ⅱ 医療機関等の登録

登録に関する要領

1 事前登録

研修会への参加を除いて施設、機器の利用は、事前に登録が必要である。

2 登録名

紹介患者診療型共同利用、医療機器利用型共同利用に際しては医療機関名をもって登録するものとする。

3 登録の対象医療機関

当院の近隣医療機関

4 登録の申請

- ① 共同利用制度の利用のための登録を行なおうとする医療機関は「共同利用制度登録申請書」により病院事業管理者に登録申請するものとする。
- ② 病院事業管理者が審査し承認した場合は「共同利用制度登録機関名簿」に登録医療機関名・登録医師名（以下「登録医」という）などを登録して当該医療機関へ通知する。

5 登録医証の発行

登録された医師には「登録医証」を発行する。

6 登録有効期間

登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、特別な事情がない限り次年度以降において毎年更新することができる。

7 情報の共有

登録医は当院に紹介した患者に関して、その患者の診療に資するために当院主治医と共に情報を共有することができる（共同診療・機器共同利用）。

8 登録内容の変更／辞退

登録内容に変更あるいは辞退の場合には登録医療機関の代表者から速やかに病院事業管理者宛に通知するものとする。

Ⅲ 紹介患者診療型共同利用

共同診療に関する要領

1 はじめに

地域医療機関からご紹介頂き入院した患者の診療において、院内主治医は紹介医（かかりつけ医）の立場を尊重する。紹介医から情報を収集し、共同診療により当該患者について検討・指導を進め、退院後のかかりつけ医による診療への円滑な連携につなげるとともに当該患者へのよりよい医療の提供を目指すものである。

2 利用出来る対象者

事前に登録された医療機関の登録医とする。

3 共同利用のための病床

東6階病棟の共同利用病床を利用することとするが、病態に応じて当該科の主たる病棟あるいは救命救急センター内の病床などで対応する。

4 事前調整

紹介入院となった患者について当該共同利用を行おうとする登録医は、予め病院内主治医と事前調整をしなければならない。

5 共同診療当日

登録医は「地域医療連携室」において名札を受け取り、持参した白衣の胸に付けて共同診療に当たる。診療に当たって、指示等は院内主治医の責任において行うものとする。

6 共同診療後の報告

当該共同利用を行なった登録医は、当日の共同診療終了時に報告記録簿に必要事項を記入するものとする。

IV 医療機器利用型共同利用

医療機器共同利用に関する要領

1 はじめに

地域医療支援病院の承認に伴い、CT・MRI・RI・骨塩定量の検査機器の共同利用を行う。このことにより、連携を強め地域完結型のよりよい医療の提供を目指す。

2 造影剤検査同意書

共同利用を行うにあたり、機器利用医療機関では造影剤検査同意書を作成する。その際、造影剤使用（あるいは使用することになるかもしれないこと）の必要性和副作用の可能性を説明して、患者から同意を得た上で書類を作成する。

3 検査報告

検査結果は、原則、当日資料とともに患者に渡す。

4 会計事務

機器共同利用システムは、通常の診療情報提供書による紹介患者とは異なり、当院への紹介患者とはならない。検査にかかった費用については後日、当院から機器利用医療機関へ明細書を送付し、全て機器利用医療機関で患者、保険者に請求するものとする。当院への分はこちらからの月ごとにまとめた請求書に従い支払うものとする。

V 研修会参加型共同利用

研修会参加に関する要領

1 はじめに

病院の行う研修会等を広く地域の医療従事者に開放して、地域の医療従事者の資質向上に活用してもらうことを目的とする。

2 対象研修会と利用できる対象者

当院で地域の医療従事者に公開することが共同利用の目的に合致すると判断した研修会等を、地域医療機関に広報する。なお、研修会参加のための事前の登録は必要としない。

3 利用時の手続き

当該共同利用制度による研修会等を利用する地域の医療従事者は、開催会場の受付において利用簿に必要事項を記入するものとする。

附則

この要綱、要領は、平成14年12月 1日から施行する。

この要綱、要領は、平成26年 7月 1日から施行する。

この要綱、要領は、令和 5年12月20日から施行する。